

今治市告示 第 128 号

平成 16 年 4 月 5 日

今治市長 繁信 順一



建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）

第 52 条第 1 項第 6 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 2 号二及び別表第 3（に）欄 5 の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を次のように定め、平成 16 年 5 月 14 日から施行する。

区域	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 1 項の規定により定められた都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域
容積率の限度（法第 52 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値）	10 分の 20
建ぺい率の限度（法第 53 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値）	10 分の 7
隣地斜線制限（法第 56 条第 1 項第 2 号二の規定により定める数値）	2.5
道路斜線制限（法別表第 3（に）欄 5 の項の規定により定める数値）	1.5

関係図書は、今治市役所建設部建築課において公衆の縦覧に供する。